

令和 7 年度神栖市監査方針及び年間監査計画

神栖市監査委員

1 監査方針

令和 7 年度の監査方針を次のとおり定める。

(1) 経済性・効率性・有効性の観点による監査等の充実

神栖市監査基準第 1 条第 1 項の目的を達成するため、正確性・合規性はもとより、経済性・効率性・有効性からの監査等を充実させる。

(2) リスク・アプローチによる監査等の強化

監査等の対象に関する業務内容等を確認し、過去の監査結果の指摘等を踏まえ、事務処理の傾向からリスクを想定した上で、リスクの高いものに対しては、より具体的な重点事項・着眼点を定めて監査等を実施する。

(3) 監査等の結果に対するフォローアップの充実

監査等の結果については、広く市政に関することであると全ての職員が受け止めるよう周知に努め、同じ指摘等が生ずることのないよう監査の実効性を確保する。

また、監査等の結果が事務事業の改善に資することとなるよう、過年度の指摘等に基づく措置状況について検証を行う。なお、改善が認められない場合には再度の指摘又は勧告等を行い、監査等の牽制機能を発揮する。

2 年間監査計画

神栖市監査基準第 7 条第 1 項の規定に基づき、年間監査計画を次のとおり定める。

令和 7 年度は次の監査等を実施することとし、実施予定時期等具体的な内容については、別途定めるものとする。

(1) 実施予定の監査等の種類及び対象

ア 定期監査

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行うものとする。

実施に当たっては、市長部局（公営企業を含む。）、行政委員会を対象とし、全ての課等が概ね 4 年間で一巡することとする。

令和 7 年度においては、生活環境部、水道課、福祉部及び健康増進部について監査を実施する。

※定期監査においては、令和 5 年度から前期・後期日程を統合し、通期日程で実施しております。

イ 行政監査

市の事務執行について、それが法令に適合しているか、さらに、経済性・効率性・有効性が図られているかを主眼とし、定期監査と同時に実施する。

ウ 財政援助団体等監査

監査対象は、市から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を引き受けている団体とし、当該団体に係る経理事務、契約事務、財産管理事務その他の事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、必要に応じて、現地調査を実施する。

なお、当監査の実施は、所管部局に対する監査で出資等の支出がその目的に沿って効果をあげているかどうかについての十分な心証が得られない場合に行うものとする。

原則として、定期監査にあわせて実施するものとし、団体について単独で実施するものではない。

エ 例月出納検査

会計管理者、上下水道事業の管理者の権限を行う市長等から検査資料の提出を求め、出納関係諸帳簿等の計数を検査するとともに、関係職員の説明を求めるものとする。

オ 決算審査及び基金運用状況審査

一般会計・特別会計の決算審査については、関係諸帳簿と決算書を照合し、予算執行の適否を検討するとともに計数の確認を行う。また、基金の運用状況については、関係諸帳簿等により計数の確認を行い、その内容について審査する。

公営企業会計の決算審査については、決算及び決算附属書類の記載様式及び記載事項が法令に準拠して作成されているか、決算に係る諸表が予算の執行状況、経営成績及び財政状況を明瞭かつ適正に表示しているか否かに主眼を置き、関係諸帳簿及び証書類を照合審査する。

カ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率・資金不足比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、記載事項は法令に準拠しているか、決算書及び関係諸帳簿等により計数の確認を行い、その内容について審査する。

キ その他の監査

上記に定めるもの以外の監査等の実施については、必要に応じてその都度監査委員が協議のうえ決定する。

(2) 監査等の実施予定時期

当該年度における監査等の実施予定時期は、次のとおりとする。

ア 定期監査

9月中旬から翌年2月下旬まで

イ 行政監査

必要が生じた際に適宜実施

ウ 財政援助団体等監査

必要が生じた際に適宜実施

エ 例月出納検査

原則として毎月27日実施

オ 決算審査及び基金運用状況審査

・企業会計（水道事業・下水道事業）

5月下旬から7月下旬まで

・一般会計、特別会計（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療）

7月中旬から8月下旬まで

・基金運用状況審査

7月中旬から8月下旬まで

カ 健全化判断比率等審査

7月中旬から8月下旬まで

キ その他の監査

必要が生じた際に適宜実施

(3) 監査結果に基づく措置状況の報告及び公表

監査の結果に関する報告を提出した長等に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとし、措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置内容を公表する。

なお、前年度定期監査に係る措置状況については、10月下旬を目途に報告を求めるものとする。